

## 職長（製造業）能力向上教育 の開催について

一般社団法人白河労働基準協会

労働災害防止のための業務に従事する者に対しては、事業場における安全衛生水準の向上を図るための教育について、労働安全衛生法第 19 条の 2 の規定に基づき、「労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針」が示されています。

職長は、職場において作業者を直接指導・監督する立場にあり、さらに現場の安全と健康の確保に関して職長の果たす役割は大変重要となっています。

当協会では上記指針に基づき、以下のとおり標記教育を開催いたしますので、貴社及び貴社の協力事業場の方々が受講されますようご案内申し上げます。

日 時	令和 5 年 11 月 30 日（木） 8：45～16：25
会 場	（一社）白河労働基準協会 白河市十三原道上 3-17 新白河ビジネスパーク内
受講資格	「職長教育（製造業）修了証」を取得後、概ね 5 年経過した者
講習料等	会 員 10,010 円（受講料 9,020 円（税込）、テキスト代 990 円（税込）） 非会員 12,210 円（受講料 11,220 円（税込）、テキスト代 990 円（税込））
申込期日	令和 5 年 11 月 22 日（水）締切 ただし、締切日前でも定員に達し次第締め切ります。
申込方法	<p><u>裏面の受講申込書に必要事項を記入し、「職長教育（製造業）修了証」の写し、受講料を添えて、当協会までお申し込みください。</u></p> <p>（一社）白河労働基準協会 〒961-0829 白河市十三原道上 3-17 電話 0248-24-0961 FAX0248-24-0950</p> <p>銀行振込をご利用のときは、受講申込書・「職長教育（製造業）修了証」の写しを FAX で送信し、上記申込期日までに下記口座宛にお振込み下さい。振込手数料は貴社にてご負担下さい。振込明細書をもって領収証に代えさせていただきます。</p> <p>《振込先》 東邦銀行白河支店 普通 390240 一般社団法人白河労働基準協会</p>
そ の 他	<p>※遅刻・早退・一時退出者には修了証を交付いたしません。</p> <p>※申込締切日を過ぎてからの受講取消の際は、講習料の払い戻しはいたしません。</p> <p>※ご不明の点は、事務局までお問い合わせ下さい。</p>

職長（製造業）能力向上教育 受講申込書

（令和5年11月30日開催）

フリガナ 氏名			生年月日	昭和・平成	年	月	日
住所	〒 ー						
修了証	職長教育（製造業）修了証						
	発行機関の名称						
	修了証番号	第	号				
	交付年月日	昭和・平成	年	月	日		

フリガナ 氏名			生年月日	昭和・平成	年	月	日
住所	〒 ー						
修了証	職長教育（製造業）修了証						
	発行機関の名称						
	修了証番号	第	号				
	交付年月日	昭和・平成	年	月	日		



上記のとおり \_\_\_\_\_ 名を講習料 \_\_\_\_\_ 円を添えて申し込みます。

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

事業場名		郵便番号	
		所在地	
代表者名		電話番号	
担当者名		FAX番号	

（一社）白河労働基準協会長 殿

※FAXでお申し込みの場合は、必ずご記入下さい。

講習料支払方法	直接持参	現金書留にて	銀行振込
該当欄に○をつけてください	月 日 予定	郵送	月 日 予定

【個人情報について】 ご記入の個人情報については、当教育講習以外の目的では使用いたしません。